

請求書

〒135-8527
東京都江東区辰巳
3-9-27

株式会社OCS 様 ⑥

①適格請求書発行事業者の氏名
または名称および登録番号



① 株式会社OCS
〒135-8527
東京都江東区辰巳3-9-27
財務部収入管理チーム

「税込み」の合計金

① 事業者登録番号：T5010401006994 XX XXXX

⑥書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

請求書番号	652309300001
アカウントコード	T00090-000
請求日	2023年9月30日
請求期間	2023年9月1日から2023年9月31日まで
お支払期日	2023年10月31日

請求金額	¥ 67,582-
------	-----------

(10%対象 ¥ 2,000- 消費税額 ¥ 200-)

(0%対象 ¥ 65,382-) ④、⑤

* お振込の銀行名 ④税率毎に合計した対価の額および適用税率
* 請求書の宛先 ⑤税率毎に区分した消費税額
アカウント

振込口座名 ④カオースエ
取扱銀行 ⑤みずほ銀行 芝 当座 0108684
三菱UFJ銀行 三田 当座 0210260
三井住友銀行 京橋 当座 6561946
三井住友銀行 京橋 普通 7764817
りそな銀行 日本橋 当座 0800594

* 請求書に関するお問い合わせは以下webにて承ります。
<https://www.ocs.co.jp/contact/customer/>

* お支払期日までにご入金いただけない場合は、遅延損害金を請求させていただくこともございますのでご了承ください。

(EXPORT計： ¥ 0- LOGSTICS計： ¥ 0- IMPORT： ¥ 67,382-) (税抜)

【輸入】

日付	送り状No	発地	着地	セクション	*	個数	重量Kg	料金	燃油 サーチャージ	課税 区分	税率	税抜金額
	S 摘要											
9/1	12345678901	CNSZV	JPTYO			1	8.0					
								900		不		900
								2,000		不		2,000
								1,000		課	10 %	1,000
	< 9/1 計 >											
								3,900				3,900
9/2	3456789012	HKHKG	JPYO			4	20.1					
								42,900	11,262	免		54,162
								5,800		不		5,800
								2,520		免		2,520
								1,000		課	10 %	1,000
	< 9/2 計 >											
								52,220	11,262			63,482
	< IMPORT計 >											
								56,120	11,262			67,382
	< 総合計 >											
								56,120	11,262			67,382

「税抜き」の合計金

S(サービス)説明①：M=EC N=カスタマイズ O=特別手配 (輸入) P=IEXIMPORT(DOC) Q=IEXIMPORT(SPS) R=関税 S=コレクト送料(DOC) T=コレクト送料(SPS) Z=その他

*記号説明：C=コレクト R=書留 E=速達 RE=書留速達 重量記号説明：V:容積重量

OCSが発行する請求書（2023年9月25日印刷分以降）はインボイス（適格請求書）です。

弊社OCSが発行する請求書は「適格請求書」ですので、仕入税額控除の適用を受けるための「インボイス」としてご使用頂けます。OCSが発行する請求書があれば、「仕入税額控除の適用を受けるための」領収書等は不要です。

適格請求書としての記載必須事項 6 点を満たしています。

- ① 適格請求書発行事業者の、氏名または名称および登録番号
事業者名：株式会社OCS
登録番号：T5010401006994
- ② 取引年月日
個々の貨物毎の明細の左端に「日付」を記載します。
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である場合はその旨）
個々の貨物毎に、IEX Import送料、輸入関税、立替納税手数料などと表示します。
その取引内容の行毎に、右端に課税区分と税率を表記します。
- ④ 税率ごとに合計した対価の額および適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額
OCS適格請求書の右肩に記載する請求金額（請求総額）の下に、税率毎の手数料等の合計額と、その消費税額を表示します。
税率0%の送料、手数料等の合計額も表記します。
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称
OCS適格請求書の左肩に請求書の宛名を表示します。

消費税の算出方法が、インボイス制度前の請求書と異なります。

- インボイス制度前の請求書
個々の貨物の手数料等毎に税率を掛けて、消費税額に1円未満の端数が生じる場合は切り捨てます。
- 適格請求書
先ず課税対象の手数料等を税率毎に合計し、これに税率を掛けて、消費税額に1円未満の端数が生じるときは切り捨てます。
※ 適格請求書1通につき、税率毎に1回の消費税計算を行います。